

社会福祉法人ひまわり理事等の報酬及び退職慰労金の支給に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、定款の規定に基づく理事、監事及び評議員への報酬等に関し必要な事項を定め、その適切なる運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第17条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に規定する評議員をいう。

第2章 報酬

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には報酬を支給しない。ただし、定款第17条第3項に規定する業務執行理事については、別表第1により支給する。

- (1) 業務執行理事の報酬は月額とし、別表1に定める額により支給する。
- (2) 新たに役員に就任した者については、その日から報酬を支給する。

(報酬の総額)

第4条 業務執行理事の報酬は、一人あたり年額700万円を超えない額とする。

(報酬の支給定日)

第5条 役員及び評議員の報酬の支給定日は毎月25日（その日が休日にあたる場合は、休日でないその前日）とする。ただし、第6条に規定する賞与を支給する月にあつては、その都度別に定める日とすることができる。

(賞与)

第6条 役員及び評議員に賞与は、支給しない。ただし、定款第17条第3項に規定する業務執行理事については、別表第2により支給する。

第3章 退職慰労金

(支給の範囲)

第7条 役員及び評議員には退職慰労金を支給しない。ただし、定款第17条第3項に規定する業務執行理事については、別表第3により支給する。

第4章 雑則

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等の支給については、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等総額については、現況報告書に記載の上、公表する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表 1 （第3条関係）

- 1 業務執行理事の就任時における報酬は、社会福祉法人ひまわり給与規程の年齢給および職能給6等級1号俸を適用する。
- 2 標準昇給は4号俸とする。ただし、財務状況により、昇給幅の変更若しくは実施しないことがある。
- 3 職員給与を受けている者が、新たに業務執行理事に就任したときの職能給の額は、職能給6等級における現職能給の額の直近上位の額とする。
- 4 満60歳になった日の属する年度末を経過して以降は、昇給は行わない。
- 5 勤務時間が短い場合や、勤務日数が少ない場合は、社会福祉法人ひまわり給与規程の第16条少数日勤務および短時間勤務、その場合の基本給の計算方法を適用する。

別 表 2 （第6条関係）

- 1 賞与は、年間2.5ヶ月分支給する。ただし、財務状況により、支給額の変更若しくは支給しないことがある。
- 2 満60歳になった日の属する年度末を経過して以降は、支給しない。

別 表 3 （第7条関係）

- 1 社会福祉施設職員退職手当共済法に定める退職手当共済契約により支給する。